

平成29年度 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

開催日時：平成29年7月11日（火）午前10時～11時30分

開催場所：クリスタルアージュ 3階 研修室301

委員等の出席状況

委員等の出席状況	
出席委員	(敬称略) 宮澤 智 安芸高田警察署 署長 猪上 優彦 安芸高田市民生委員児童委員協議会 会長 中土居 博臣 三次人権擁護委員会協議会安芸高田市部会 会長 伊藤 千代子 安芸高田市障害者自立支援協議会 会長 河野 正義 青少年育成安芸高田市民会議 会長 秋田 雅朝 安芸高田市議会 代表 船津 義隆 安芸高田市PTA連合会 理事 齋藤 英二 安芸高田市社会教育委員 代表 明間 千加子 安芸高田市保育連盟 会長 松本 貴文 安芸高田市立中学校校長会 代表 杉安 明彦 安芸高田市総務部 部長 広瀬 信之 安芸高田市市民部 部長 可愛川 實知則 安芸高田市福祉保健部 部長 土井 実貴男 安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
欠席委員	信末 実智則 安芸高田市立小学校校長会 代表
出席した 事務局職員	永井 初男 安芸高田市教育委員会 教育長（開会あいさつ後に退席） 児玉 晃 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 本田 光洋 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 指導主事
傍聴者	なし

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○開会

1. 教育長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 会長、副会長の選任
4. 会長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料等について

○日程第2 報告

1. 平成28年度のいじめ問題等の状況について
2. 「STOP9」の取組について
3. 「特別の教科 道徳」について
4. 「いじめの防止等のための基本的な指針」の改定について

○日程第3 協議

1. いじめの防止等について

○日程第4 その他

1. 諸連絡等

○閉会

1. 副会長あいさつ

—配布資料—

- ・「平成29年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」(資料1)
- ・「平成28年度安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について」(資料2)
- ・「道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて①～③」(資料3)
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」(資料4)
- ・「STOP9啓発チラシ」
- ・「平成29年度全小・中学校PTA会長研修会講演会資料」〔委員からの提供資料〕

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち、教育長から委員代表に委嘱状を交付した。)

○教育長あいさつ

委員の皆様方、あらためまして、おはようございます。

本日は、安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会議のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様方には公私ともにご多忙のなかご参加いただきましたこと、厚く感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

毎回の繰り返しになりますが、国レベルにおいて平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。それを受け、本市においては、平成26年6月にいじめ防止基本方針を策定いたしまして、いじめの早期発見、早期対応及びいじめの未然防止に取り組んでいるところです。

後ほど、担当から昨年度を中心とした現状について報告をさせていただきますが、ここ3年くらいは20件弱の認知件数で推移をしている状況でございます。当然のことながら、これを限りなく0に近づけていく必要があるわけですが、関係者の皆様方のご努力とご支援によりまして、幸いにもいわゆる重大事態は、昨年度についても生起しておりません。引き続き、本日お集まりの委員の皆様方をはじめ関係機関、関係者の皆様方のご支援とご協力いただきながら、限りなく0に近づけることができるよう、今年度も取り組んでまいりたいと考えているところです。

いずれにしても、教育委員会事務局はもちろんですが、学校現場だけの対応・努力だけではいじめをなくすことは、なかなか厳しい状況でございます。

本日もご参加いただいておりますが、安芸高田警察署とは「連携に関する協定」を結び、スムーズな連携のもとで、日常的な取組を行っておりますし、中学校を中心に配置されておりますスクールカウンセラー、あるいは市が独自に配置しております家庭教育支援員、さらには市役所内の子育て支援課、危機管理課あるいは県レベルの西部子ども家庭センターとの日常的な連携というものをさらに強化しながら、本市で育てております子供たちの健全な成長へ向けて、引き続き努力をしていきたいと思うところでございます。

本日は、この後、委員の皆様方から貴重なご意見等をいただき、またそれを参考にさせていただき、今年度の充実した取組につなげていきたいと考えているところでございます。

お忙しい毎日をお過ごしのことと思いますが、この1年間本市のいじめ防止に向けた様々な取組に対して、ご支援とご協力をお願いしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしく願いいたします。

○委員、事務局自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○会長、副会長の選任

(事務局から、会長に猪上優彦氏、副会長に中土居博臣氏を提案し、了承された。)

○会長あいさつ

会長の指名をいただきました、安芸高田市民生委員児童委員協議会の猪上でございます。前回に引き続き会長という大役を仰せつかりました。申すまでもなく大変微力ではございますが、私なりに精いっぱい努めさせていただきたいと思っております。

皆様にもお願いをしたいと思います。特にこのいじめ問題は、先ほど教育長からのお話にもありましたが、まず皆無にはならないだろうと思っております。また、子供だけの問題ではなく、地域の問題でもあります。大人の世界、障害者の世界、高齢者の中とあるわけではあります。特に子供たちの問題については、先ほどもありましたように、学校だけで対応できる話ではありません。私たちは、それぞれの立場で、色々な研修等に参加し話を聞く機会も多いわけですが、そこで言われるのは、やはり家庭の力、地域の力(が大きい)ということをよく言われます。そういう意

<p>味でも、ここにいる各機関の代表がしっかり（思いを）共有して、連携するいい機会になればと思います。</p> <p>私も精いっぱい努めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここからは、猪上会長さんに会議の議長となっただき、進行をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、レジメに沿って会議を進めさせていただきます。</p> <p>日程第1「事務局諸連絡等」(1)「配布資料等について」事務局からお願いします。</p>
事務局	(配布資料の確認をした。)
会長	<p>ありがとうございました。それでは、日程第2「報告」に移ります。(1)「平成28年度のいじめ問題等の状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成28年度のいじめ問題等の状況について報告します。「資料2」をご覧ください。</p> <p>まず、暴力行為についてです。平成28年度は、暴力行為は小学校で9件、中学校で5件生じました。前年度と比較すると、小学校は5件の増加、中学校は7件の減少です。</p> <p>態様は対教師暴力が3件、児童生徒間暴力が8件、器物損壊3件です。それぞれ4校の小学校、2校の中学校で生じました。</p> <p>小学校で暴力行為が増加していますが、特定の児童による繰り返しがあり、1名が2件、別の1名が3件行っています。中学校では減少していますが、1名が4件の暴力行為を行いました。なお、小学校も中学校も前年度繰り返しを行った児童生徒とは別の児童生徒によるものとなっております。</p> <p>それぞれの事案につきましては、警察や児童相談所、行政各課と連携しながら対応してまいりました。本年度、現時点では、小学校7件、中学校5件の暴力行為が生じており、増加傾向が見られます。</p> <p>今年度の取組の視点は、昨年度に引き続き、生徒指導規程に基づく毅然とした指導の徹底と児童生徒理解による未然防止の取組の実施をあげております。未然防止の取組の中で、特に、今年度は、教育相談体制の確立、授業改善、積極的な生徒指導といった所に力を入れて参りたいと思っています。</p> <p>次に、「いじめ」の認知件数です。</p> <p>「いじめ」の認知件数は、平成28年度は、小学校15件、中学校3件合計18件でした。前年度と比較すると、小学校は5件の増加、中学校は5件の減少です。いじめの様態については、複数ありますので認知件数とは一致しませんが、「冷やか・からかい・悪口」が15件、「なかま外し・無視」が2件、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」が3件、「いやなこと・恥ずかしいことをさせる」が2件となっております。教育長が先ほど申しましたが、重大事態としての「いじめ」は平成28年度も生じておりません。</p> <p>この「いじめ」を把握できた要因としましては、本人や保護者からの訴えが10件、他の児童生徒からの情報によるものが2件、教職員等の発見が4件、「いじめ」のアンケート調査によるものが2件となっております。</p> <p>認知した「いじめ」については、いずれの場合も、小学校の教職員が組織的に対応し、児童生徒に個別の聞き取りしながら、また保護者と連携しながら加害者側の児童・生徒や保護者からの謝罪等を含めた対応を継続的にしていく中で、解決に至ったものもあり、解決に向けた過程であるものもある状況です。</p> <p>本年度は現時点で、小学校が3件、中学校が1件の「いじめ」を認知しています。その中には児童</p>

	<p>生徒間暴力としてカウントしたものや特別支援学級の児童生徒が被害を受けるという事案も生起しています。</p> <p>今年度は、昨年度以上に早期発見・早期対応ができるよう、「いじめ」のアンケートや個別面談、または生活ノート等の日記の取組を充実させていくということと、情報共有を基にした組織的対応、被害者側に立った共感的理解、スクールカウンセラー等との専門機関との連携のもと教育相談体制の確立ということを考えております。</p> <p>最後に不登校についてです。</p> <p>平成 28 年度は、小学校は 5 人、中学校は 14 人でした。前年度と比較すると、小学校は 2 人、中学校は 1 人それぞれ減少しました。減少した主な理由は、対象の中学校生徒の卒業ということもありますが、中学校では学校復帰した生徒が 2 人ありました。なお、平成 28 年度の不登校児童生徒のうち、安芸高田市適応指導教室に在籍していた児童生徒数は、小学校 3 人、中学校が 3 人の計 6 人でした。</p> <p>本年度現時点で、不登校児童生徒数は、小学校 1 人、中学校は 6 人です。昨年度から継続している児童生徒であり、一度不登校になるとなかなか学校復帰が難しい状況があります。</p> <p>今年度の取組の視点としましては、適応指導教室、家庭教育指援員、スクールカウンセラーなど関係機関連携、それから、保護者連携、また、小中学校のつながりの中で、小学校から中学校にあがる時の小中連携の充実ということを考えています。以上です。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの報告内容について何かご質問はございませんか。
委員	「いじめ」が認知されるきっかけとして、本人や家族からの申告とありますが、講演会などで聴くと、高齢者の虐待事案で発見されるきっかけとして多いのが、施設のヘルパーさんとか県や市の職員さんの申告によるものが一番多いそうです。中学校や小学校の「いじめ」は、陰でこっそりする事案と、皆の前で堂々とする事案とがあると思いますが、周りで見ている子供たちの判断として、これは「いじめ」と言っているのか、暴力と言っているのか、ヘルパーさんが、高齢者の方に「あざ」があるから、これは通報しないといけないと思うのとは、ちょっと違いがあるのかなという気がします。（「いじめ」の認知件数として）もっと出てきてもいいのかなと思いました。
委員	私も心配なのが、色々な所で話を聞いたりする中で、特別支援学級の子供のケースを深刻に受け止めるべきだということがあるのですが、安芸高田市の状況を差し支えない範囲で教えていただきたいのですが。
事務局	<p>昨年度も、この会議で質問をいただきました。27 年度、28 年度ともに、特別支援学級の子供が被害に遭うといういじめ事案は生起しておりません。ただ、今年度は 1 件生起しております。</p> <p>学校も深刻な問題として捉えており、その場の指導だけではなく、継続した組織的な指導を進めています。</p>
委員	29 年度の事案について、今の対応をもう少しお願いします。
事務局	学校では、いじめ防止委員会を開き、この「いじめ」にかかわって、加害生徒の指導についてはもちろんですが、学級、学年の全体指導を通じて、いじめ防止についての学習を継続的に行っているところです。加害生徒については、特別な指導を行っています。
委員	被害生徒は、今、登校できているのですか。
事務局	はい。登校しています。
委員	わかりました。ありがとうございます。
委員	平成 18 年度に「いじめ」の定義が、「発件数」から「認知件数」に変更されたと説明がありました。

	<p>たが、どのように違うのか教えてください。</p>
事務局	<p>《注）会議での事務局の説明がわかりにくかったため、「文部科学省国立教育政策研究所生徒指導リーフ『いじめの認知件数』から下記のとおり抜粋します。》</p> <p>「平成18年度分から、いじめの件数の呼称は『発生件数』ではなく『認知件数』に改められ、併せていじめの定義（判断基準）についても大きく変わりました。</p> <p>単に『数字が多いのは問題』『数字を減らすことが大切』『数字が少なければよい』等と考えるのではなく、『数字の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要』『解消率が高いなら、数が多いのはむしろ積極的に取り組んでいる証拠』と考えることを求めるものとなったからです。</p> <p>いじめという行為は、そもそも大人（第三者）の目には見えにくく、完全に発見することは不可能です。つまり教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発見件数（それを特定することは不可能ですが）の一部に過ぎないのです。」</p>
委員	<p>自分にも高校生の子がいて、「いじめ」にかかわる保護者の意見を聞く機会があります。（義務教育として）小中連携はされていますが、多くの中学校の生徒が市内の高校に進学するという一方で、何らかの連携をとっていただきたいというのが正直な意見です。</p> <p>中学校では対応出来ていた課題が、高校に行くと再発してしまう。本人や保護者が言えばいいのですが、なかなか動きにくいということがあります。市・県の隔てなく、中学校から高校へある程度の申し送りというのがあればいいと思います。</p> <p>実際に、とてもしんどい思いをされています。先ほど、支援学級の生徒さんがいじめられたという話がありましたが、いわゆるグレーゾーンと言われる、発達障害とは決めつけられない、認めたくないがゆえに医療機関で受診されない生徒さんもいらっしゃるのですが、明らかにしんどさを持っている子が、特定の子に執着し「いじめ」に繋がっているというところがあります。</p> <p>そういうケースは、周りになかなか理解されにくいです。「あの子はああいう子だから。」ということで、された方が我慢をして、逆に不登校になってしまう。やられているのだけど、やり返すと倍返しのように言われ、すごく悪循環になっている例があります。</p> <p>学校に相談したと言われる保護者もおられますが、学校側が現場を見ていないと、「いじめ」とするかどうか、教師と保護者の捉え方が違ってきます。私は相談を受けた時に「先生に言いなさい。」と言いましたが、言いにくかったり、言ったけど対処が追いつかなかったりで、とてもしんどい思いをされているようです。</p> <p>この機会に、「いじている本人が、何か抱えているものがあるのでは。」とか「実際は逆なのは。」ということも考えていく必要があるのではと思いました。</p>
委員	<p>中学校と高校の連携は、以前から色々取り組んでいます。（生徒が高校生になってからの）生徒指導上とか教育上の課題であれば、高校から中学校に来られますが、基本的には中学校が送り出す立場ということで、中学校が高校と連携します。以前は（進学前の）3月から（進学後の）4月の期間で行っていたのですが、最近の中高連携は、年間を通してシステム的に実施しています。</p> <p>今提起されたような問題については、ほぼ連携をしていると思っていますが、学校によって取組に違いが出てくるということはあると思います。</p> <p>人間関係づくりが難しいというお子さんであれば、基本的には連携するようにしています。</p>
委員	<p>小中高といますか、安芸高田は基本的に連携がとれていると理解してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。基本的には連携をとるようにしています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。その他意見はございませんか。</p>

	<p>それでは、次の『STOP 9』の取組について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>昨年度は「STOP 9」の取組の提案ということで、資料を配らせていただき、ご意見を伺ったところです。携帯電話、スマートフォンは非常に便利なものであり、急速に家庭に普及しました。その利便性を否定するものではありませんが、ご承知のようにいわゆる「ネットいじめ」というものも実際に事案として上がるようになり、家庭での長時間利用による生活習慣の乱れも、一般的な課題となったと考えられるようになりました。</p> <p>そこで昨年度から、この「STOP 9」の取組を始めております。資料として配っております啓発チラシを、学校を通じて小中学校の児童生徒とその保護者に配布しました。その際には、各学年の実態に応じた指導を行ってから配布するようお願いしております。</p> <p>また、この4月には、平成29年度の小中学校の新1年生とその保護者にも配布しております。</p> <p>学校では、このチラシも活用しながら、入学説明会、学級懇談会やPTA研修会など、様々な機会を通じて、保護者啓発や長期休業前の児童生徒の生活指導を行っています。</p> <p>平成28年度は安芸高田市においては、いわゆるネットを利用した「いじめ」は生起していませんが、今後もこの「ストップ9」の取組を通して、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を推進していきたいと考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。「STOP 9」につきまして何かご質問はありませんか。</p>
委員	<p>啓発チラシによると、「約55%が家庭でのルール・約束がない」ということですが、それは各家庭で取り組むべきことではあるのですが、他町の事例のように規則か何かにして取り組めばと思います。いかがでしょうか。</p> <p>注) 庄原市東城町の事例：平成28年に、東城町の保育所、小中高校の管理職と保護者でつくる「東城町教育懇談会」が、子供にスマートフォンを買い与える際、使い方のルールを各家庭で定めてもらうための指針を作成した。</p>
事務局	<p>このチラシの「55%」は27年度に実施したアンケート結果ですが、その後1年間の取組後、再度28年度にアンケートを実施した結果、手元に資料がなく正確な数値がわかりませんが、ルールがある家庭が若干増えたという結果でした。(注：「ルールがない家庭」約55%から約45%に減少)</p> <p>「STOP 9」のような啓発を通じて、家庭でのルールや約束を作っていきましょうという取組みは継続して進めていきたいと思っております。提案のあった市全体での統一ルール作りは可能ではあるのですが、運動全体の高まりがないと反発もあるのかなという懸念があります。今後の状況を見ながら、ということになるかと思っております。</p>
委員	<p>使い方によっては犯罪につながるので、統一した考えでやっていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>やはり保護者の理解・協力がないと、いじめ防止のみならず、非行や犯罪被害の防止も難しいという実態を保護者にもっと理解してもらう取組を、学校を通じてやっていただきたいですね。被害にあっている子供が加害者になるケースも結構ありますし。</p>
事務局	<p>この点については、昨年この話が出たのですが、携帯・スマホは親も使っており、子供に対する親の影響を考えると、小学校や中学校に上がる前、例えば保育所あるいはそれ以前の大人の啓発が必要なのかなと思います。</p> <p>今後、保育所等の協力も得ながら若い世代の親に対しても啓発をする必要があると考えておりますので、その際にご協力いただきたいと思っております。</p>
委員	<p>未就学の子供も本当に問題です。1歳児がすでにユーチューブを見ているような時代です。便利であるがゆえに、親が子育ての道具としてスマホを使っていたりしますが、なかなかスマホの使用</p>

	<p>に関して保護者に直接注意をするのは難しいですね。感覚が違うので「何が悪いのか。」と言われてます。本当に課題だと思います。</p>
委員	<p>学校に親の教育をしろとは言えませんが、皆の問題として考えないといけませんね。親に言っても「何が悪いの」と言うような感覚では難しいと思いますが、やはり学校と保護者会、PTAが深刻に意見交換する機会を持ってもらいたいですね。</p>
会長	<p>他にございませんでしょうか。 それでは、次に（３）『特別の教科 道徳』について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>「資料３」をご覧ください。「特別の教科 道徳」について説明させていただきます。 道徳の質的転換による「いじめ」の防止に向け、平成27年3月に小・中学校学習指導要領が一部改訂されました。その中で、道徳を「特別の教科」にすることが決められました。平成30年度が小学校で全面実施、平成31年度が中学校で全面実施になります。 この背景といたしましては、道徳の時間の学習では、これまでも「いじめ」に関する題材が数多く含まれていたのですが、やはり現実のいじめ問題にしっかり対応できていなかったことから、「いじめ」に関する内容を充実させ、「いじめ」に関する問題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考えることができるように指導方法を改善させていくという目的で改訂されました。現在、全面実施に向けて「考え、議論する道徳」への転換を各学校で推進している状況でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。この件について何かご質問はございませんか。 ないようでしたら、次に進めさせていただきます。（４）『いじめ防止等のための基本的な指針』の改定についてお願いします。</p>
事務局	<p>「資料４」に基づいて報告、説明をさせていただきたいと思います。 本いじめ問題対策連絡協議会の設置根拠となる法律は、ご存知いただきますように「いじめ防止対策推進法」ですが、この法律の附則第２条に「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」という規定があります。 国においては、「いじめ防止対策推進法」が施行されて３年目にあたる昨年度、「法」の施行状況に関する議論がなされ、その結果を反映させるかたちで、お配りしている資料のとおり「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日付けで改定されました。法律そのものは改正されていませんが、法律に基づく国レベルでの「いじめの防止等のための基本的な指針」が改定されたということです。 方針全体はかなりのページがありますので、またお時間が許す時に目を通していただければと思いますが、主要な改定内容について概略を説明いたします。 ①「いじめ」やその「解消」の定義の解釈の明確化が図られた。 ・けんかやふざけあいであっても「いじめ」に該当する場合がある。 ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係となったとしても「いじめ」に該当する。 ・いじめが「解消」している状態とは、「いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月は止んでいること」その時点において「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。 ②学校教職員全体で組織的な対応を促進する。 ・全ての教職員がいじめ防止対策推進法を理解していること。 ・特定の教員で問題を抱え込まず組織として一貫的に対応すること。 ・特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは法</p>

	<p>の規定に違反し得るということ。</p> <p>③地域との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針を学校ホームページへ掲載するなどして保護者や地域住民に周知する。 ・いじめに係る状況及び対策を学校評議員等に情報提供するなどして地域との連携を促進する。 <p>④情報モラル教育の充実を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。 <p>⑤特に配慮が必要な児童生徒に対する適切な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童生徒、震災により被災した児童生徒など、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援、必要な指導を行う。 <p>この改定された国の方針を参酌し、県において、現在いじめ防止基本方針の改定を検討されているところです。本市といたしましては改定後の県の方針を受け、市の方針の改定を進めていきたいと考えております。しかしながら、基本になるのはこの国の方針でありますので、この方針に基づくいじめの防止等の取組、「いじめ」の早期発見・早期解消。一部の教職員だけではなく学校全体での組織的な対応の促進。地域・保護者、関係機関とのさらなる連携。などを今後進めてまいります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただ今概要が報告されました。「資料4」は、後でご覧いただければと思います。お気づきの点や聞いてみたいということがありましたら、ご発言いただきたいと思っております。</p>
委員	<p>『単なるふざけ』であっても『いじめ』の場合がある」という説明でしたが、理解に苦しむところがあります。だいたい、「いじめ」をする側はふざけているわけで、その場合、やられている方はいじめられています。でも、「いじめ」と受け止められないですよね。</p> <p>実際にそのようなことがあって、ある時に苦言を申しあげたことがあります。先生が「ふざけているのだ。」と言って済ませようとするから、「何を言ってるんだ(違うだろう。)」と反論したことがあります。</p> <p>いじめる側は「いたずらだ」、「ふざけている」と言うのだけれど、いじめられている方は深刻ですよ。個人的には、よく理解できないのですが。</p>
事務局	<p>今のご意見はごもっともだと思います。ただ、今言われたことと、改定の趣旨は同じであると思っております。「単なるふざけ合い」ということにして、学校現場で「いじめではない」と感覚的に済ますのではなくて、ふざけ合いに見えても、「いじめ」であるかどうかをきちんと判断しなさい。というのだと思います。これまで以上に子供の気持ちに寄り添い、「いじめ」を早期に発見できる体制で取組を進めていきたいと思っておりますのでご理解ください。</p>
委員	<p>いじめ防止ということについては、色々ところで言われるし、我々も研修会などで学習します。安芸高田市は、小さな地域が一つの小学校区を形成しているところであり、現在は学校統合に向けた取組が進められています。統合ということになると、子供たちは割りと早く仲良くなると思うの</p>

	<p>ですが、保護者の考え方は学校ごとに違いがありますね。あそこは古い所だからとか、あそこは昔から町だからとか、ここの地域は色々な地域から来ているから発展しているとか。今後大問題に発展する可能性があるのではと思います。こうした問題を早めに解決しておく必要があるのではと思います。単に「統合したからよくなった。」ではいけないと思います。</p>
委員	<p>これから夏休みを迎えます。朝のラジオ体操や、遊んでいる時に小さい子がしょげていたり、泣いている時があります。「どうした」と周りの子に聞くと、「いじめてないです。ふざけていただけ。」いじめる側はそういう言い方をしますね。いじめられた方はすごくショックを受けていると思います。(こういう状況があるということ)を)学校だけでなく、PTA・保護者会を通じて地域にもおろしていかないといけない。学校も「ふざけている」という言い方を、個人的にはやめてほしいと思っています。私は、「ふざけている」＝「いじめ」と考えた方がいいと思っていますのですが。</p>
委員	<p>「いじめ」とする判断は、学校側もなかなか難しい面があります。私の経験からすればアンケート調査ではかなり内容が分かってきます。保護者と子供たちと両方、今は学校で3回くらい調査しますが、その中で「いじめがあると思うか」「ある・ない」で答え、「それはなぜか」「自分がされている、見たことがある、聞いたことがあるか」という選択をします。それらの回答によって、個別に聴き取りをしていきます。これはどの学校もしていると思います。</p> <p>アンケート調査から「いじめ」を認知できることは多いですが、「先生いじめられました。」と生徒が言って来ることはすごく少ない。</p> <p>もう一つの傾向として、周りの子は気付いているはずだけれども、周りの子が言って来ることも少ないです。最初に事務局からの説明にあったように、保護者からというのが割と多いです。家で悩んでいたりと、そういうサインを親が気付いて言って来られます。</p> <p>以前は、周りの子や本人が、結構「先生(『いじめられました。』『〇〇がいじめられています。』)」と言っていたのですが、最近は言わなくなっています。また、(いじめられた生徒も)そういう姿を見せなくなっています。発見が難しいのはそこであり、このような傾向も、学校としては大きな問題だと考えています。</p> <p>(個々の生徒に)正義感や友だちのことを思う気持ちが少なくなっている分、いかにして集団の中でそれを解決していく力をつけていくかということで、どこの学校も道徳での授業を含め、色々取り組んでいます。</p> <p>それと、「ふざけ」は「いじめ」なのかということですが、学校の考え方は、「いじめ」であろうがなかろうが、いけないことはいけないので、注意なり対処していくわけですが、対応の過程や後に「いじめ」と判断すれば、「いじめ」と認知するというやり方をしています。</p> <p>事務局の説明にありましたように、以前の「発生件数」の考え方から、積極的認知、積極的解消という考え方に変わってきました。このことは、保護者の皆さんにも認識を新たにさせていただくよう学校が取り組む必要があるのかなと思います。</p>
委員	<p>まさにそのとおりで、「この学校は『いじめ』の件数が多い。どうなっているのだ。」ということではなく、むしろ「『いじめ』を積極的に認知して、積極的に取り組んでいる。」と皆が受け止めないといけないと思います。「『いじめ』も何もありません。」と答える学校は、良く(子供たちを)見えない証拠だと思うのですが。</p> <p>子供はやはり大人の姿をよく見ているので、とにかく大人がよい見本となるということが大切であるようです。余談になりますが、例の女性国会議員の言動が、今小学校で流行っているそうです。安芸高田市はどうでしょうか。大人の言葉、特に悪い言葉の方が、子供に早く浸透するようです。安芸高田はどうですか。大丈夫ですか。</p>

事務局	いまのところ、学校からはそういう話は聞いていません。
委員	今の言葉かは分かりませんが、私が思うのは、(子供たちの)言葉がすごく乱暴だということですね。子供同士の普通の会話でも、そんな言葉使ってもいいのかと思うような、乱暴な言葉になっていると思います。
委員	それは、親も(言葉が)乱暴です。母親でさえ、6歳にもなっていない子供に対して「お前何しとんや」とか「はよせえや」とか。もちろん中学生でもいけないのですが、そういう状態です。
委員	我々の世代では、そういう親を育てたのは自分たちだと戒めています。安芸高田に限らず、今若い世代で(言葉が)乱暴になっていますよね。外に出てからもそうだから、家庭内でもそうなのでしょう。
委員	やはり、言葉というのは表に出て話す時と、家庭内で話す時と違いますよね。そういう使い分けも(親の姿で)子供は覚えていくのでは。外へ出たら、例の国会議員のような言葉も普通は使わないですよ。昔は家庭内で使うことはあっても表では絶対言わなかったでしょう。
委員	親しい人に使ってもいい言葉と社会的に使ってはいけない言葉の判断が全くできなくなっている。そういう親世代なので、平気で人を傷つような言葉を使ってしまう。「言われて傷ついたから、嫌だから(私は)使わない。」ということにはならないと感ずますね。
委員	やっぱり教育でしょうね。私達の子供の世代が子育てをしているので、我々の責任でもあるのですが・・・難しいですよ。
事務局	社会環境も変わっているし、社会状況が全然変わっているのも全てが上の世代の責任ということではないと思うのですが・・・メディアとかの影響もあるでしょうし。
委員	一生懸命子育てをしておられる親の方が実際は多いと思いますが、車の中に子供がいるのに、窓を閉め切ってお母さんが車の中でたばこを吸っていて、注意したら睨まれたという話も聞きます。
事務局	資料提供がありましたので、ここで報告をいただきたいと思います。
会長	それでは、どうぞ。
委員	(講演会の資料を中心に説明。)
会長	その他、みなさん何かありませんか。
委員	<p>6月4日に開催された発達障害研修会に参加しました。</p> <p>その時にアスペルガーである、いわゆる発達障害と言われているお母さんと子供さんが来てお話をしてくださいました。人間関係づくりが難しかったり、行動がちょっと他の子と違っていたりという子供さんに対して、学校や保育所でどのようにその子を理解し、支援していったら、その子も周りも暮らしやすかったり、生きやすくなるかということをお母さんに求めておられるのだということが良く分かりました。</p> <p>また、しっかりとした人間の繋がりを作っていくことが必要という話がありました。どこに行ってもスマホを離さず見ている親がたくさんおられると思いますが、大人そのものも人との関係がとても希薄になっています。この田舎の安芸高田市でもそういう状態かなと思うので、やはり大人がしっかり地域や学校で繋がりを持っていないと、子供の理解はできないのかなと感じます。また、学校も周りの大人もひと手間かけるといふ大切さを理解してほしいと言われました。例えば、学校の年間の予定の中に「これは予定なので変更する場合があります。」という一文が入っていたら、変更があっても子供が大きく動揺することなく、すんなりと理解できるということがあると言われました。周りの大人たちがもうちょっとゆとりを持って、ひと手間かけたり、そのことを想像することが大切なのだといいことでした。</p> <p>後はシンポジウムの中で、そのお母さんもお話して下さる中で、一緒に学ぶ機会を持つというこ</p>

	とが大切で、自分がどうするべきかということを考える場が必要なのだと感じました。先ほどご意見があったように大人がいいモデルになるということも大切ですし、このような共通理解をもっと拡大していくことが大切だと思います。この会議は様々な関係機関にお集まりいただいておりますが、自分の所属団体でもそのような機会、多くの人が参加できる場を作りたいと思っています。学校現場にもそのような場への参加をお願いしたいと思っていますし、一緒にそういう時間を共有すること、連携が大切だなと感じました。
会長	ありがとうございます。その他まだ若干時間がありますが・・・どうぞ。
委員	人間関係の基礎的な力が育つ0～3歳までが大切で、まずは母子関係、親子関係、家族と広がっていくのですが、その時期に何かしら満たされていない状況があったり、歪みが生じると、先の成長過程で「いじめ」をする、あるいはされる対象になるという傾向があると思います。なので、その時期に対処することが必要なのですが、家庭環境的に核家族であったり、シングルであったりと子育てをしにくい状況があります。その子育てのしにくさを、地域や近隣といった周囲がいかにかサポートできるかということが課題だと思います。
委員	地域、近隣というのは非常に大事だろうと思います。いじめ問題に限らず、地域力の大切さについては盛んに言われております。 そういった観点から、昨年もお願ひしたのですが、今から夏休みで子供たちは地域の生活に入ります。親御さんだけではなく、地域で子供を守り育てるという意味からも、学校が児童生徒・保護者に対して出している夏休みの注意事項を地域と共有させてくださいとお願いしました。ぜひよろしくお願ひします。
委員	保護者も色々な価値観をお持ちなので、学校単位では「STOP9」のような取組はなかなか難しく、とても感謝をしております。枠組みがしっかりと示されると啓発も支援もし易いと思います。 もう一つは、以前は学校で、学級懇談とか学年懇談などで、しっかり我が子や家庭のことを話す時間を設けられていたように思いますが、最近はそのがなかなか難しくなり、学校行事と併せてPTAの日を設ける傾向になっているようです。PTA活動として、できるだけ保護者同士が我が子や学級のことについて話を聞いたり、話したりということをゆっくりできるような時間を設けていただくような方向で、PTA連合会の皆さんにお願いしたいと思っています。 他の市町から来られた方が安芸高田市に移り住んでこられて、同じ保護者に話し相手や相談相手がいらないという例も実際にありますし、そういう意味でもその場が貴重な時間になると思います。よろしくお願ひします。
委員	私も同感です。学校や子育てのことについて一部の意見を通していくのではなく、保護者会・PTAの中で色々と意見交換をするということは非常に大事だと思います。保護者個々の様々な意見全てを学校にぶつけるのではなく、PTAで意見をまとめ学校に伝えていくということが大切だと思います。 PTA役員も今は順番制と言いますか、短期で変わらないで長くやってほしいと思います。私たちもしっかりPTAを応援していきたいと思っていますし、先ほどの意見にも同感です。
会長	それでは、予定された時間が来ました。日程4「その他」ですが、何かございますか。
事務局	先ほどの夏休み前の「生活のきまり」の件については、今回の会議で出た意見も含め再度学校に戻していきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。
会長	その他よろしいでしょうか。それでは、若干予定時間をオーバーしましたが、以上で本日の日程を終了いたします。皆さま熱心にご協議いただき誠にありがとうございました。
事務局	それでは、閉会にあたりまして、中土居副会長から挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたし

	ます。
副会長	<p>失礼いたします。10時に始まりまして、1時間半ちょっとと、長時間にわたり熱心にご協議いただきましてありがとうございました。</p> <p>それぞれの団体で今日の会議内容を持ち帰り、何が出来るかということのを皆で考えながら、子供のいじめ問題等の撲滅に向けて頑張っていきたいと思ひます。</p> <p>この間、核兵器禁止条約が結ばれた時に、被爆者のお一人が「核は人間の手によって作られたものだから、人間の手によってなくすことができる」ということを言っておられました。難しいことかもしれませんが、いじめも人間が起こしたことから、人間の手によって撲滅できるという気持ちを持って私どもも取組みたいと思ひます。</p> <p>今日は大変ありがとうございました。</p>